

令和4年度八尾市廃棄物減量等推進審議会会議録

日時：令和5年2月15日（水） 開会：14:00 閉会：16:10

場所：八尾市水道局4階大会議室

出席者：委員（学識委員）花嶋委員、鈴木委員、石村委員
（民間諸団体の代表者）岡田委員、菅委員、西田委員、丸山委員、水戸委員、
岩田委員、山本委員、窪田委員
（公募市民委員）伊藤委員、笠原委員、前田委員、向井委員
事務局（八尾市） 鶴田環境部長、馬場環境部次長、柏原環境部次長、
高谷環境保全課長、廣瀬環境事業課長、大矢環境施設課長
福井循環型社会推進課長、戸取循環型社会推進課長補佐、
松本循環型社会推進課一般廃棄物指導室長、鈴木循環型社会推進課減量推進係長

欠席者：委員（学識委員）吉川委員、川本委員
（民間諸団体の代表者）佐原委員、寺西委員
（公募市民委員）北山委員

議事：■はじめに

- ・廃棄物の区分について
- ・一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について

■報告事項

- ・令和3年度のごみ処理量と組成分析の状況について
- ・ごみ減量施策の取り組みについて
- ・基本計画における各目標の進捗状況について

■検討事項

- ・今後のごみ減量施策について

■その他（情報提供等）

- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応について
- ・リサイクルセンターオープンデーの啓発イベントについて

配布資料：・令和4年度八尾市廃棄物減量等推進審議会次第
・八尾市廃棄物減量等推進審議会委員名簿及び事務局名簿
・令和4年度八尾市廃棄物減量等推進審議会資料
・その他参考資料等
・八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）

議事に入る前に、第7期八尾市廃棄物減量等推進委員委嘱式を行い、20名の委員を委嘱するとともに、審議会会長に学識委員の花嶋委員、副会長に学識委員の鈴木委員を委員の互選により選任し、承認された。

(議 事)

1. はじめに

廃棄物の区分、八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（以降、基本計画）について、令和4年度八尾市廃棄物減量等推進審議会資料（以下、資料）1～3ページをもとに事務局より説明。

【質疑等】 特になし。

2. 報告事項

令和3年度のごみ処理量と組成分析の状況について、ごみ減量施策の取り組みについて、基本計画における各目標の進捗状況についての3点について、資料の4～11ページ、その他参考資料をもとに事務局より説明。

【質疑等】

Q：資料4ページにある、令和3年度のごみ処理量の図の中で「直接持込ごみ」と記載があるが、何処に、どのようなものを持ち込んでいるのか。

A：可燃ごみについては八尾市一般廃棄物最終処分場にて、粗大ごみ等については八尾市立リサイクルセンターにて持込の受付を行っている。

Q：一般家庭から排出される、壁等のブロック石の持込は可能か。

A：すべての種類のごみについて持込処理ができるわけではなく、ブロック石等の持込処理は、市では行っていないため、販売店等に相談していただき、処理するようにお願いしている。

(意見) ごみの直接持込について市民への周知が行きわたっていないように感じる。市政だより等に案内を掲載しているとのことであるが、個別の案件については相談してから持込むなど、理解している市民は少ないと思うため、より多くの市民が理解できるように周知してほしい。

Q：資料10ページにある学校園への啓発活動について、各学校園何名ほど参加していたのか。

また、資料11ページの環境教育や啓発活動について、効果についてどのように考えているか。

A：資料10ページの各学校園について、小学校1校と、こども園2校に、4日間で合計406名に啓発を行った。2つのこども園には、ごみの削減、リサイクル、海洋プラスチックごみ削減の啓発について、小学校には、生物多様性に係るニッポンバラタナゴの保全活動や、廃材等の木材を使用した木育について啓発を行った。

資料11ページの環境啓発事業については、主に小学4年生の環境教育授業の一環として、パッカー車によるごみの収集の流れや、ごみの処理の工程をわかりやすく説明しており、ごみの減量に関する意識や興味は高まっていると考えている。

八尾市立リサイクルセンターでの小学4年生を対象とした環境啓発事業については、令和3年度はコロナの影響により実施を見送っていたが、令和4年度については、概ね実施できた。

Q：地域の公園等に、ごみを放置する子供が多く見られる。また、ペット（犬等）のふんについても放置していく人も目にする。もっと市内全体の学校園に向けて、ごみ減量に係る環境啓発を進めていただきたい。

A：令和3年度はコロナの影響により実施を見送っていたが、令和4年度の5月から6月にか

けて、市内の小学4年生、28 小学校のうち 27 小学校が、環境教育事業として、リサイクルセンターの社会見学を実施し、ごみの減量、正しい分別等について啓発を行った。

Q：資料 9 ページの、資源化の促進にある剪定くずの再資源化については、事業者だけのものなのか、一般家庭の剪定くずも含まれているのか。

A：普段、各家庭から排出される枝や木などは小さく切ったうえで、排出するようにお願いしており、パッカー車で収集し、可燃ごみとして焼却工場で焼却処理を行っている。

資料に記載の剪定くずは、植木業者等が事業としてまとめて搬入される剪定枝等について、焼却工場で焼却処理するのではなく、細かく破碎してチップ化し、それを材料として発電できる事業者に買い取ってもらい、再資源化を行っている。

Q：5 ページの可燃ごみの組成分析について、毎年調査は行っているのか。また、どの程度の地域を調査しているのか。

A：組成分析調査は毎年実施しており、平成 29 年度からは食品ロスの分野を調査対象に追加している。

次年度以降も実施する予定であり、調査する地域も継続して同じ地域を対象としているが、令和 4 年度からは、製品プラスチックに関する調査項目を追加し、対象地域もこれまでの 2 地域に加え、新たに大型マンションと新規分譲住宅地域の 2 地区を加え、4 地区で実施しており、次年度以降も同様に実施する予定である。

(意見) 毎年組成分析を実施している自治体が少ない中、継続的に実施されていることは良いことだと思うので、今後も継続して実施していただければと思う。

3. 検討事項

今後のごみ減量施策について、資料 12～17 ページをもとに事務局より説明

【質疑等】

Q：剪定枝のごみについて、剪定業者が家庭用の指定袋で排出している場面がみられるため、剪定業者への指導啓発を行ってほしい。

A：剪定業者が最終処分地に搬入する剪定枝については、トラック等の車両で運び込みものとなっており、その際に不適物が入っている場合は適宜、指導啓発を行っている。

一般家庭から、指定袋に入れて剪定枝が排出されている場合は、収集時に家庭系のごみかを確認しながら回収を行っている。

通常、家庭からのごみの排出については、原則 1 回 1 袋排出を基本にお願いしており、世帯人数により、2～3袋排出されている場合もあるが、ある程度の収集は行っている。

ただし、1 回に 10 袋も排出されるような例もあり、このような多量排出の場合や、あきらかに事業系のごみが排出されていた場合には収集を行わずに、正しいごみの出し方の啓発用シールを貼って啓発指導を行い、排出者からごみが回収されていないことについての問い合わせが入るため、その際に、正しい排出方法の周知や、自己搬入の制度についても説明を行っている。

また、常習的に多量に排出されている場合には、中身を確認するために回収し、一般廃棄物指導室と連携して、ごみの内容の確認を行い、排出者への指導を実施している。

Q：八尾市アプリ「やおっぷ！」は、ごみの分別や収集曜日を確認でき便利であるが、市役所庁舎内での掲示等もあまり見られないため、市民への周知が足りないと感じる。

A：八尾市アプリ「やおっぷ！」は平成31年2月から、ごみ関係専用のアプリではなく、八尾市全体の広報媒体として活用しているものである。

アプリを登録している方の多くは、ごみのカレンダーや分別について活用していると聞いており、今後も情報発信のツールとして活用してもらえるように周知啓発を行う。

Q：資料16ページの、民間事業者との協働について、どのように進めて行く予定なのか。

A：八尾市で回収を行ったペットボトルについては、リサイクルセンターで選別・圧縮梱包を行い、容器包装リサイクル協会を通じてリサイクルを行っているが、リサイクル手法まで市が指定することはできない現状がある。

資料に記載しているボトルtoボトルとは、新たなペットボトルを石油原料から作るよりも、ペットボトルを原料に、再度ペットボトルを作成することで、CO₂の削減にも寄与されることから、国内の飲料メーカー等が取り組みを始めており、本市においてもこの取り組みが進めることができるかどうか、検討している段階である。

また、複雑ごみ・粗大ごみのリユース化についても、現在、情報収集している状況であるが、既存のリユースサイト等を運営する事業者と連携して、複雑ごみ・粗大ごみのリユースの推進を検討している。

Q：リサイクルセンターめぐりでは、昨年までは「ゆずりますコーナー」など、市民同士がリユースできる場所として実施していたが、現状はどうなっているのか。

A：令和4年3月末以降、リサイクルセンターめぐりの「ゆずりますコーナー」は、リユース品の保管場所等の問題もあり、実施を見合わせており、令和5年度については現在検討中である。

Q：粗大ごみの収集が令和4年度から民間委託になっていると聞いているが。

A：令和4年4月から粗大ごみの収集運搬については民間委託を開始しているが、粗大ごみの受付や処理方法については今までと同様に、事前に予約をしていただいたものを収集し、八尾市立リサイクルセンターに搬入、処理を行っている。

Q：有価物集団回収について、子供会や町会単位で月に1～2回程度実施していると思うが、それ以外にも有価物集団回収を行っているのか。

A：有価物集団回収については、市内各地域の子供会や町会等と回収業者が個々に契約を行い、月に1～2回程度の回収を実施してもらっており、それ以外の回収は実施していない。

回収した有価物の総量に対して、各実施団体に1kgあたり5円の奨励金を、市から各実施団体に渡している。

Q：資源物等の抜き取りパトロールの実績について資料に記載があるが、パトロールを実際に行っているのか。

資源物排出日の前日の夜に敷地内に排出したものを、主に外国人に持ち去られることが多く見られる。また、アルミ缶等は抜き取られ、不要な缶・びん類等のみが残置されていることが多く困っている。

A：八尾市の指定袋（青色）で排出された資源物は、八尾市が回収を行い、八尾市の資源である

ことは条例でも定めている。

各地区の資源物排出日に合わせて、市民の方からの情報提供をもとに、巡回パトロールを実施しており、資源物の抜き取り行為を現認した際には、その場で指導啓発を行っているが、抜き取り行為を行っている者すべてに指導ができていないため、今後も継続して巡回パトロール及び指導啓発を実施する。

(意見) ごみの減量や分別、資源物の抜き取りに関する問題等についても、各地域の住民や町会等が考えて解決していくことが大切であり、その手助けを行うことが行政の役割であると感じている。

資源物の抜き取り対策としても、本来であれば資源物は市が収集し、市の歳入となるものではあるが、各町会等の集団回収として資源物を回収しているところもある。

回収日は通常の資源物収集日ではなく、月に1～2回、各町会等の実施団体と回収業者で決定して回収を行うため、抜き取り行為等の被害もみられず、抜き取り行為後の缶・びん等の残置もなく、収集量に対して、各町会等の収入にもなる。

すべての町会や子供会等で実施しているわけではないが、行政と協力しながら、様々な課題に取り組んでいくことが重要である。

(その他)

- ・イトーヨーカ堂八尾店よりペットボトルの店頭回収の取り組みについての紹介を行った。
- ・副会長より、報告事項及び検討事項についての総括を行った。

4. その他（情報提供等）

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応、リサイクルセンターオープンデーの啓発イベントの2点について、事務局より説明。

【質疑等】

情報提供のみのため、質疑等無。